

代示の区分と普遍問題との関連について

阿南 貴之

はじめに

西洋中世哲学において、普遍についての性格付けに関する問題があった。これについての立場は、大きく唯名論と実在論、そして概念論という三つの立場に整理されることが多いが、ヒスパナスは実在論的立場にあったとされ、ビュリダヌスは唯名論的な立場にあったとされる。また両者ともに論理学に関する著作を残し、その中で代示についても取り扱っている。代示論は言語、あるいは論理に関する事柄であるが、言葉は事物を示すものであり、普遍者も言葉によって示されるので、代示を取り扱う際に普遍者に関する問題と全く切り離して考えることはできない。本稿では、(一)本性的代示を指定するか否かによって、実在論的立場をとるのか、そうでないのかを判断することができる、(二)全称肯定命題の述語が単純代示をもつと考えることを受け入れるか否かによって実在論的立場をとるのか、そうではないのかを判断することができる、という二つを仮に立て、両者の代示の区分の仕方とそれについての説明、また両者の普遍についての考えを関連させて考察することによって、哲学者の代示論についての述べ方、とくに区分の仕方とその説明から、その普遍についての考えを垣間見ることができると特徴があるのかどうかを考察していく。

本論

まず、ヒスパナスとビュリダヌスの普遍者の扱いについて本稿の論述において必要なかぎり概観する。代示(suppositio)とはさまざまな仕方で説明されるが、代示が取り扱われる際には、

それを論じた代表的な者としてオッカムが挙げられることが多いので、ここでもそれに従い、まずオッカムが代示について述べていることを挙げる。オッカムは代示について次のように述べている。

Dicto de significatione terminorum restat dicere de suppoitione, quae est proprietates conveniens termino sed numquam nisi in propositione. [Ockham, *Summa Logicae*, pars I, cap. 63, p. 193, l. 2-3]

項辞の表示について述べた後で、項辞の代示について述べるものが残っている。代示とは、項辞に属する性質であって、まさに命題中においてのみ、項辞に属する性質である。

Dicitur autem suppositio quasi pro alio positio, ita quod quando terminus in propositione stat pro aliquo, ita quod utimur illo termino pro aliquo de quo, sive de pronomine demonstrante ipsum, ille terminus vel rectus illius termini si sit obliquus verificatur, supponit pro illo. [Ockham, *Summa Logicae*, pars I, cap. 63, p. 193, l. 11-14]

代示と言われるものは、いわば他のものの代わりに置かれることである。すなわち、命題中において、項辞が或るものの代わりになっており、我々がこのものの代わりに項辞を用い、そして項辞(もしその項辞が斜格ならば、その語の主格)が、このものに、ないしはこのものを指示している代名詞に真に述語つけられる時、項辞はこのものを代示している。このことは少なくとも、代示している項辞が表示と同じ働きをするものとして解された場合に、真である。

以上のようにオッカムによると、(1)代示とは命題の中にある項辞がもつ性質であり、そのような項辞が(2)或るものの代理をする作用である。また(3)例えば「犬は動物である」における「犬」という項辞が犬を代示する際には、「これ」という代名詞が犬を指示する場合「これは

犬である」という命題が真であるような仕方で代示すると、以上の三つの点を述べている。このオッカムの述べた代示を一つの基準として、代示についての説明としたい。

オッカムの説をヒスパヌスとビュリダヌスらの説を比較する際の指標としたいので、オッカムの普遍者についての取り扱いかたについて渋谷克美が次のように述べていることを引用する。「ここにおいてオッカムは普遍を、1. 心の外から心の内へ、2. 多くの個物に内在する普遍から、多くの個物に述語付けられる普遍へと移行させている¹」このようにオッカムにとって、普遍は個物のうちに内在し本質を形成するようなものではなくて、多くの実体や個物を表示し、多くの実体・個物に述語付けられる言葉、あるいはより本来的には心の中の概念を普遍として措定している。²また、次のようにもオッカムは述べている。

Sed quodlibet universale est intentio animae, quae secundum unam opinionem probabilem ab actu intelligendi non differt. Unde dicunt quod intellectio qua intelligo hominem est signum naturale hominum, ita naturale sicut gemitus est signum infirmitatis vel tristitiae seu doloris; et est tale signum quod potest stare pro hominibus in propositionibus mentalibus, sicut vox potest stare pro hominibus in propositionibus vocalibus. [Ockham, *Summa Logicae*, pars I, cap. 15, p. 53, l. 79-85]

およそ普遍であるものは、心の中の概念なのであり、この概念は、或る信頼できる見解に従えば、知性認識の活動・インテレクトオに他ならない。だからして、この見解を持つ人たちは、次のように言う。それによって人間を認識する知性認識の働き・インテレクトオは、諸々の人間を表示する<自然本性的記号>であり、また、ちょうど話された音声語が音声命題において諸々の事物を代示することが可能であるのと同じ仕方で、精神の中に懐抱された命題において諸々の人間を代示することが可能な<記号>である。(渋谷克美訳、『オッカム『大論理学』注解 I』, p. 55, l. 4-13)

このようにオッカムにとっての普遍とは外的に存在するような実体ではなくて、そうではな

¹渋谷克美、『オッカム『大論理学』の研究』, 創文社, p. 115, 1997

²渋谷克美、『オッカム『大論理学』の研究』, 創文社, p. 115, 1997 を参考にした。

くて知性認識の活動であるような心のうちの概念である。

次にヒスパヌスとビュリダヌスが代示について述べていることをそれぞれ見ていこう。まず、ヒスパヌスは代示について次のように述べている。

Suppositio vero est acceptio termini substantivi pro aliquo. Differunt autem suppositio et significatio, quia significatio est per impositionem vocis ad rem significandam, suppositio vero est acceptio ipsius termini iam significantis rem pro aliquo. [Petrus Hispanus, *Summule Logicales*, p. 80, l. 8-11]

代示とは何かの変わりとして実体的項辞をとることである。しかし代示と表示は異なっている。なぜなら表示は事物を示すために音声を課すことによって成り立つ、一方で代示は既に事物を表示している項辞を何らかのものに代わりととることであるからである。

このように、代示についての一般的な記述については、ヒスパヌスはオッカムの(2)の箇所に関してのみ合致している。(1)とは合致しない。というのはヒスパヌスは、(1)に反して項辞を命題的な文脈から切り離して、その代示対象について論じている箇所を見出すことができるからである。³また(3)に関するような記述は見出されない。

次にビュリダヌスに関してであるが、ビュリダヌスが代示について論じている箇所から、ビュリダヌスの代示については、命題中の項辞が示すという働きであり、共にある与えられた文脈によって決定されるような仕方で命題中の項辞が示すという働きであって、項辞と事物の関係であるといえる。⁴ビュリダヌスは一般的な代示について、オッカムとほぼ同じ考え方をし

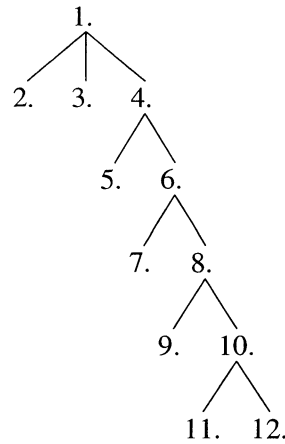
³例えば、『論理学綱要』第十卷二章において、単独である項辞の代示について述べている箇所がある。Petrus Hispanus, *Summule Logicales*, p. 197, l. 16-19. を参照されたい。

⁴例えば以下のように言われている。ビュリダヌスの代示は後にレックによって次のように解説されている。

Supposition, on the other hand, is the referring function of terms in propositions, i. e., their relation to things that they are actually taken to stand for in the context of given proposition, in the manner determined by that context [Johannes Buridanus, *Summulae de suppositionibus*, p. xlix]

他方で代示は命題中にある項辞の言及する機能である。

ていたということが出来る。ただし、オッカムの三つの限定に加えてさらに、ビュリダヌスはキメラのような項辞は代示を持たないとしているので、その点では異なる。以上のように彼らの代示についての記述を比較していくと、ビュリダヌスはオッカムの影響を強く受けているということができよう。一方で、オッカムはヒスパヌスの影響を直接受けているとは言いがたく、ヒスパヌスとビュリダヌスも大きく異なるといえる。さて代示一般の定義について目を通した後で、次に各々の代示の区分の仕方について目を移す。三者の代示の区分について図示すると以下ようになる。



・オッカムの場合; 1. 本来的代示 (*propria suppositio*) 2. 質料的代示 (*suppositio materialis*) 3. 単純代示 (*suppositio simplex*) 4. 個的代示 (*suppositio personalis*) 5. 離散的代示 (*suppositio discreta*) 6. 共通代示 (*suppositio communis*) 7. 限定的代示 (*suppositio determinata*) 8. 非限定的代示 (*suppositio confusa*) 9. 一括的な非限定的代示 (*suppositio confusa tantum*) 10. 周延的な非限定的代示 (*suppositio confusa et distributiva*) 11. 可動的な周延的非限定的代示 (*mobilis*) 12. 非可動的な周延的非限定的代示 (*immobilis*)

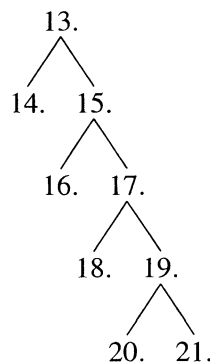
すなわち、与えられた命題の文脈において、文脈に限定されるしかたで、実際に代示しているとみなされる事物と項辞との関係である。

またビュリダヌス自身は表示作用と代示作用の差異を述べる際に次のような規定を代示に対して与えている。

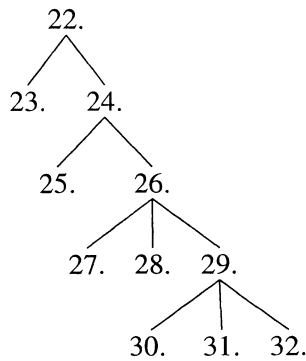
Sed suppositio apud logicum proprie dicitur de subiecto vel praedicato propositionis, et aliquando etiam minus proprie termini obliqui qui sunt partes subiectorum vel praedicatorum conceduntur supponere. Est autem suppositio, prout hic accipitur, acceptio termini in propositione pro aliquo vel aliquibus, quo demonstrato vel quibus demonstratis per ista pronomina hic, hoc, haec vel aequivalentia, ille terminus vere affirmaretur de isto pronomine mediante copula illius propositionis. [Johannes Buridanus, *Summulae de practica sophismatum*, p. 53, l. 4-10]

しかし代示は、論理学においては、固有な意味では命題の主語あるいは述語について述べられ、また時には、あまり本来的ではないが、主語や述語の部分である斜格の項辞も代示することが認められる。そういうわけで、ここでとられるところでは、命題中にある項辞を、これ (*hic, hoc, haec*) という代名詞あるいは同等のものどもを通じてあるいは或るものどもが指示されるとき、その命題の媒介する繫辞によってその項辞が真にその代名詞について肯定される場所の或るものあるいは或るものどもの代わりとしてとることである。

このように、オッカムと同様、代示する項辞は、それを指示する代名詞に正しく述語付けられることが述べられている。また本性的代示についてのビュリダヌスの記述から、彼が代示とは命題中にある項辞のもつ作用であると考えていたといえよう。ビュリダヌスの本性的代示について、ヒスパヌスが用いていた *per se sumptus* という言葉をビュリダヌスは用いていない。また動詞や述語の要求に即してと明言している。Johannes Buridanus, *Summulae de suppositionibus*, p. 45, l. 4-10. 1 を参照されたい。一方で、ヒスパヌスは代示をする或る項辞が他の項辞とともにあるときにもつ付帯的代示との区別のために本性的代示を区分していることから明らかなように、本性的代示を他の項辞から独立した状態でもつ代示だと考えている。Petrus Hispanus, *Summulae Logicales*, p. 81, l. 1-10 を参照されたい。



・ヒスパヌスの場合; 13. 代示 (*suppositio*) 14. 離散的代示 (*suppositio discreta*) 15. 共通的代示 (*suppositio communis*) 16. 本性的代示 (*suppositio naturalis*) 17. 付帯的代示 (*suppositio accidentalis*) 18. 単純代示 (*suppositio simplex*) 19. 個的代示 (*suppositio personalis*) 20. 限定的代示 (*suppositio determinata*) 21. 非限定的代示 (*suppositio confusa*)



・ビュリダヌスの場合; 22. 代示 (suppositio) 23. 質料的代示 (suppositio materialis) 24. 個的代示 (suppositio personalis) 25. 離散的代示 (suppositio discreta) 26. 共通的代示 (suppositio communis) 27. 本性的代示 (suppositio naturalis) 28. 付帯的代示 (suppositio accidentalis) 29. 非限定的代示 (suppositio confusa) 30. 周延的代示 (suppositio distributiva) 31. 単なる非限定的代示 (suppositio non distributiva) 32. 限定的代示 (suppositio determinata)

以上のように図示することができる。オッカムの代示の区分を基準として述べると、ヒスパヌスはオッカムとは異なり、(i) 本性的代示と付帯的代示を措定し、また (ii) 非限定的代示以下の区分を設けることを否定している。というのは、(i) については、先にみたように、オッカムが代示を命題中にある項辞が持つ働きであると最初から限定しているのに対して、ヒスパヌスは代示を命題中にある項辞のみがもつ作用であると限定していないから、代示の区分のうちに、それ自身としてとられた項辞のもつ本性的代示と、他の項辞とともにある項辞のもつ代示である付帯的代示との区分を設ける必要があった。そして非限定的代示以下の区分を措定しないことについて、その理由の一つは全称記号 (omnis) についてのヒスパヌスの規則による、つまり omnis という全称記号は命題全体ではなくて、その記号が付された項辞にのみ作用を及ぼすと考えるからである⁵。しかし他方でオッカムも同様に

omnis は主語の部分に作用しうるとしている⁶。では、どのような理由から両者の差異が生じるのか。まずオッカムの非限定的代示以下の区分である一括的な非限定的代示と周延的な非限定的代示について挙げると次のようになっている。

Suppositio personalis confusa tantum est quando terminus communis supponit personaliter et non contingit descendere ad singularia per disiunctiuam, nulla uariatione facta a parte alterius extremi, sed per propositionem de disiuncto praedicato, et contingit eam inferri ex quocumque singulari. Verbi gratia in ista 'omnis homo est animal', li animal supponit confuse tantum, quia non contingit descendere sub animali ad sua contenta per disiunctiuam; quia non sequitur 'omnis homo est animal, igitur omnis homo est hoc animal, uel omnis homo est illud animal, uel omnis homo est aliud animal' et sic de singulis. Sed bene contingit descendere ad propositionem de disiuncto praedicato ex singularibus, quia bene sequitur 'omnis homo est animal, igitur omnis homo est hoc animal uel illud', et sic de singulis; quia consequens est una categorica, composita ex hoc subiecto 'homo' et hoc praedicato 'hoc animal uel illud uel illud', et sic de singulis. Et manifestum est quod hoc praedicatum uere praedicatur de omni homine, ideo illa uniuersalis est simpliciter uera. Et similiter ista infertur ex quolibet contento animalis, nam bene sequitur 'omnis homo est hoc animal', quocumque animali demonstrato, 'igitur omnis homo est animal'. [Ockham, *Summa Logicae*, pars I, cap. 70, p. 211, l. 44-61]

一括的な非限定的代示とは、共通項辞が個的代示を行い、(一) 命題を構成する、もう一方の主語あるいは述語の側において如何なる変形も行われることなしに、選言命題を用いて個々のものへと下降することはできないが、(二) しかし選言述語 (disiunctum praedicatum) を持つ命題を用いて個々のものへと下降することはでき、(三) しかも、どの個々のものからも元の命題が推理されることができるところである。例えば、「すべての人間は動物である」という命題において、「動物」という語は一括的な非限定的代示をもつ。なぜなら、「動物」から、その語のうちに含まれている個々のものへと、選言命題を用いて下降することはできないからである。すなわち、<すべての人間は動物である。ゆえに、すべての人間はこの動物である、あるいはすべての人間はあの動物である、あるいはすべての人間は他の動物である、あるいは.....>という推論は成立しない。しかし、個々のものから成る選言述語を

⁵Petrus Hispanus, *Summule logicales*, p. 209, l. 1-2 を参照されたい。

⁶Ockham, *Summa Logicae*, pars II, cap. 4, p. 259, l. 16-20 を参照されたい。

持つ命題へと正しく下降することはできる。すなわち、<すべての人間は動物である。ゆえに、全ての人間は、この動物か、あの動物か、……である。>と正しく推論される。

Suppositio confusa et distributiva est quando contingit aliquo mododescendere copulatiue, si habeat multa contenta et ex nullo uno formaliter infertur. Sicut est in ista ‘omnis homo est animal’, cuius subiectum supponit confuse et distributiue: sequitur enim ‘omnis homo est animal, igitur iste homo est animal et ille homo est animal’, et sic de singulis; et non sequitur formaliter ‘iste homo est animal’, quocumque demonstrato, ‘igitur omnis homo est animal’. [Ockham, *Summa Logicae*, pars I, cap. 70, p. 211, l. 62-68]

周延の不限定的代示とは、もし語がその概念のうちに多くの個々のものを含むとしたら、その語がなんらかの仕方でも個々のものへと連言命題を用いて下降することができ、しかも、その個々のもののいずれからでも、元の命題が形式的に推理されない場合である。例えば「すべての人間は動物である」という命題において、その命題の主語は周延的な不限定的代示をもつ。なぜなら、<すべての人間は動物である。ゆえに、この人間は動物であり、且つ、あの人間は動物であり、且つ……>という推論は成立するが、しかし誰であれ或る人を指して、<この人間は動物である。ゆえに、全ての人間は動物である>ということが、形式的に推理されることはないからである。

以上のようにどちらについても「全ての人間は動物である」という例を挙げ、一括的な非限定的個体代示については、その述語がもつものとされる。周延的な非限定的代示はその主語がもつものとされる。他方でヒスパヌスは同じ例を用いて、その主語は非限定的代示をもつとし、述語は単純代示をもつとしている。ヒスパヌスは非限定的代示について次のように述べている。

Confusa suppositio est acceptio termini communis pro pluribus mediante signo universalis. Ut cum dicitur ‘omnis homo est animal’, iste terminus ‘homo’ mediante signo universalis tenetur pro pluribus, quia pro quolibet suo supposito. [Petrus Hispanus, *Summule logicales*, p. 82-83, l. 30-3]

非限定的代示は共通項辞を多なるものの代わりに、全称記号を媒介としてとることである。例えば「全ての人は動物である」といわれるとき、

「人」というこの項辞は全称記号を媒介して複数のものの代わりに保持されている。なぜならば、なんであれその被代示対象を代示するからである。

また、ヒスパヌスは『論理学綱要』第六巻において、全称肯定命題の述語が、事物の必然性から、非可動的な非限定的代示をもつとする立場をとりあげ⁷、その区分を否定している。事物の必然性による非限定的代示とは、主語に全称記号が付されることに即して主語が代示するのと同じだけのものを他の項辞も代示するようになるということである。例えば「全ての人は動物である」という命題の場合、「全ての人」によって代示される人々と同じだけ多くの動物性を人々がもつことから、それと同じだけ多くの動物性を「動物」が代示するようになり、また「全ての人」によって代示される人々が同じだけ多くの人の存在性をもつことから「である」が、全ての人と同じだけ多くの存在性を代示するということである。しかしこの仕方でも周延された項辞は、記号の必然性によって周延された項辞と同じ仕方でも展開することはできない。つまり「全ての人は動物である。故に全ての人はこの動物である」のような仕方での展開はできない。というのは述語の位置に置かれた項辞が前提では単純代示をしているのに対して、結論では個体的代示をしていることからこの推論が誤謬であるからである。全称肯定命題の述語がこのように、事物の側からの必然性によって、非可動的な非限定的代示をもつということを否定するにあたってヒスパヌスは次のようなことを述べる。「全ての人は白い」や「全ての人は黒い」においても、「人」は代示される人々と同じだけ多くの人々がもつ動物性を代示することからもわかるように、「人」が人と同じだけ多くの動物性を代示するのは述語の多数化によるものではなくて、そうではなくて現勢的であるか、潜勢的であるかにかかわらず主語である以前にその語のうちに動物性を含むと述べる。存在性についても同様の仕方でも、「である」が「人」と同じだけ多くの存在性を代示する必要がないことが述べられる。このように、ヒスパヌスは「全ての人は動物である」のような命題において主語である「人」が多数の個々人を代示することに依じて述語である「動物」が

⁷Petrus Hispanus, *Summule logicales*, p. 83. l. 4-19 を参照されたい。

それらの個々人のもつ個々の動物性を代示すると考えることを否定している。そうではなくて、ヒスパヌスの場合、この「動物」という項辞は「全ての」によって周延された多数の個々人が共通にもつ動物性を代示すると考えている。⁸ここから、ヒスパヌスは個物のうちにそれらに共通な本性が在ると考えていたことがわかるであろうし、また他方で個物のうちに在るような普遍者を措定しないオッカムにとっては、この述語「動物」がそのような仕方では代示を代示することは不可能である。

ここで、オッカムとヒスパヌスの代示の区別の違いについて見ることをやめ、次にビュリダヌスとオッカムの区分した代示をみると、オッカムとは異なり、単純代示を措定しておらず、また本性的代示と付帯的代示を措定している。⁹と31, 10と30は、先に述べたように名称は異なるが、実質同じ代示だと考えてよい。オッカムが単純代示を措定する一方でビュリダヌスが単純代示を措定しないことについて、ビュリダヌスは次のように述べている。

Aliter dividitur suppositio in materialem et personalem. (2)Et vocatur suppositio personalis quando subiectum vel predicatum propositionis supponit pro suis ultimatis significatis vel pro suo ultimato significato, ut iste terminus 'homo' pro hominibus in ista propositione 'homo currit' (3)Sed suppositio materialis dicitur quando vox supponit pro se aut sibi simili aut pro suo significato immediato, quod est conceptus secundum quem imposita est ad significandum, ut iste terminus 'homo' in ista propositione 'homo est species' [Johannes Buridanus, *Summulae de suppositionibus*, p. 38, l. 11-18]

他方で代示は質料的代示と個的代示へと区分される。(2)そして、命題の主語と述語がその諸々の最終的表示対象あるいはその最終的表示対象を代示するとき、個的代示と呼ばれる。例えば、この「人が走る」という命題における、この「人」という項辞が人々を代示するような場合のように。(3)しかし、音声自身が自身に似たものを、それかそれに即して表示されるべきものが課されるところの概念であるところの直接的表示対象を代示するとき、質料的代示と呼ばれる。例えば「人は種である」という命題におけるこの「人」

⁸Petrus Hispanus, *Summulae Logicales*, p. 86-82, l. 10-5 を参照されたい。

という項辞の場合のように。

以上のように、最終的表示対象を代示する際に個的代示、直接的表示対象を代示するときに質料的代示をもつと考えているので、ビュリダヌスの場合は単純代示によって代示されるものは質料的代示をもつ項辞によって代示される。他方でオッカムはその単純代示について次のように述べている。

Suppositio simplex est quando terminus supponit pro intentione animae, sed non tenetur significative. Verbi gratia sic dicendo 'homo est species'[Ockham, *Summa Logicae*, pars I, cap. 64, p. 196, l. 1-3]

単純代示とは、語が心の観念 (intentio animae) を代示し、表示と同じ働きをするものとして解されない場合である。たとえば、「人間は種である」と言うとき、「人間」という語は心の観念を代示している.....

以上のように、「人間は種である」における「人間」は、どちらにとっても外的に存在する事物を代示するのではなくて、精神のうちに或るものを代示するとされる。また、ビュリダヌスは、次のようにも述べている。

Aliter autem vocant alii⁹ suppositionem simplicem quando terminus supponit pro conceptu secundum quem imponitur, et materialem quando supponit pro se ipsa vel consimili. Et hoc potest permitti, sed non curo, quia utrumque voco suppositionem materialem. [Johannes Buridanus, *Summulae de suppositionibus*, p. 38-40, l. 11-4]

他の仕方ではまた、それに即して課されるところの概念を項辞が代示するとき、単純代示と呼ぶ。また、それ自身かあるいは類似したものを項辞が代示するとき質料的代示と呼ぶ。そしてこれは認められうるがしかし私は気に留めない。というのはこのどちらも私は質料的代示と呼ぶからである。

以上の理由から、両者の差異は生じている。次にヒスパヌスの場合とは異なって、ビュリダヌスはオッカムと同様代示を命題中にある項辞の働きであると考えているにもかかわらず、本性的代示と付帯的代示を措定している。ビュリ

⁹これはオッカムを指しているとされる。Johannes Buridanus, *Summulae de suppositionibus*, Ria van der Lecq, ed., 1998. p. 40 を参照されたい。

ダヌスは本性的代示について次のように述べている。

Naturalis suppositio vocatur secundum quam terminus indifferenter supponit pro omnibus pro quibus potest supponere tam praesentibus quam praeteritis vel futuris. Et hac suppositione utuntur in scientiis demonstrativis. Suppositio accidentalis vocatur secundum quam terminus supponit solum pro praesentibus, vel pro praesentibus et praeteritis, vel pro praesentibus et futuris secundum exigentiam verborum et praedicatorum, ut post dicitur. [Johannes Buridanus, *Summulae de suppositionibus*, p. 45, l. 4-10]

代示は、項辞が差別なく、現在あるものと同様に過去のものや未来のものも、代示し得るところの全てのものを代示する限りで、本性的と称される。そして、論証的な学においてこの代示を人々は用いる。付帯的代示は、項辞がただ現在のもののみを、あるいは現在のものと過去のもののみを、あるいは、過去のものや未来のもののみを、後に述べられるように動詞や述語の要求に即して、代示する限りで付帯的と称される。

また、ビュリダヌスは項辞が本性的代示をもつ際の例として次のようなものを挙げている。

Secundo, hoc etiam apparet in tali propositione ‘omne quod est vel fuit vel erit, currit’. Subiectum enim supponit pro praesentibus, praeteritis et futuris, sive propositio sit vera sive falsa. [Johannes Buridanus, *Summulae de suppositionibus*, p. 45, l. 19-21]

第二にまた、このことは「ある」、あるいは、「あった」、あるいは、「あろう」ところの全てのものが走る」のような命題において明らかである。というのは主語は、命題が真であろうと偽であろうと、現在のもの、過去のもの、未来のものを代示するからである。

他の例においてもこのように、ビュリダヌスの場合本性的代示をもつ項辞は命題中に置かれており、他の項辞と切り離して取られるものでもない。オッカムが本性的代示を措定しない一方でビュリダヌスが措定することについて扱うにあたって、代示一般についての解釈が、オッカムとビュリダヌスとの間で大きな差異をもたないことは先に見たので、というのは両者とも代示とは命題中にある項辞がもつ作用であると考えるので、代示と密接な関係をもつ表示についての各々の論をみることによって、それらの違いから説明ができるかを検討したい。ここまですべてと同様に表示作用についてもまず、オッカムの表示作用について言及し、ヒスパヌス、ビュリ

ダヌスを挙げる。さてオッカムの表示作用はその表示対象を諸々の個物であると考えていたとされる。表示対象をこのように措定したのは、渋谷¹⁰によるとオッカムによる改革の一つであって、オッカム以前にはそのように論じたものは見られないと述べられている。次にヒスパヌスは、先に本稿で挙げたことに加えて、項辞の表示作用について次のように述べている。

Quare significatio prior est suppositione. Neque sunt eiusdem, quia significare est vocis, supponere vero est termini iam quasi compositi ex voce et significatione. Ergo suppositio non est significatio. [Peturus Hispanus, *Summulae Logicales*, p. 80, l. 1-4]

それ故表示は代示に先行してある。表示と代示は同じものを対象とする関係をもたない。なぜなら、表示は音声と関わり、代示はすでに音声と表示によって複合された項辞に関わるからである。そうであるから、代示は表示ではない。

このように、ヒスパヌスは代示作用と区別してもちいられるような表示作用は、音声に或るものを表示させる作用だと述べていて、これは意味と音声とを結びつける作用であるといえよう、その際一方で代示作用は音声と事物とを結びつける働きであるといえよう。そしてこの際表示する対象は個物ではなくてその形相である、例えば「人」という項辞の場合は「人」の表示対象は人の形相であって、個々の人々ではないということが、『論理学綱要』第六巻において述べられていることに整合性をもたせるために相応しいと思われる。また、代示について命題中にあるかそうではないかを問題としていないのと同様に、表示作用についても問題としていない。またビュリダヌスの場合は表示作用について項辞の直接表示対象と、最終的表示対象を措定し、次のように述べる。

Propter alias clausulas memorandum est quod ante dictum fuit, videlicet quod dictiones categorematicae innatae supponere significant res aliquas mediantibus conceptibus earum, secundum quos conceptus vel similitudines impositae fuerunt ad significandum. Sic ergo res illas illis conceptibus conceptas vocamus ultimata significata in proposito. Illos autem conceptus vocamus signi-

¹⁰渋谷克美、『オッカム『大論理学』の研究』, 創文社, 1997. P. 119-171.

ficata immediata. Et ex hoc satis potest secunda clausula. [Johannes Buridanus, *Summulae de suppositionibus*, p. 39, l. 13-18]

他のもう一つの条項のために、先立って言われたことを、すなわち本性上代示すべく生じた範疇語は、範疇語の介在する表示するために課された概念によって、あるいは類似のものどもによってある事物を表示するというを思い出さねばならない。かくしてそれ故我々はその概念によって懐抱されたこの対象を当該の最終的表示対象という。さらに、我々はこれらの概念を直接的表示対象という。これによって第二条項は明らかになった。

さて以上のように見てきたことから、ビュリダヌはオッカムとは異なり、表示に関して項辞は直接的には事物の概念を表示し、それによって最終的にはその概念の外延であるような個物を表示すると考えていること明らかとなった。さてヒスパヌスの場合は本性的代示とは、表示作用が項辞の内包を示すことに対応して、本性的代示によって項辞の外延が示されると言われる。そうであるからヒスパヌスの場合は本性的代示の措定と表示とは密接な関連をもって言えると言えのだが、他方でビュリダヌスの場合は項辞の表示対象のうちに諸個物が含まれるとするので、ヒスパヌスと同じような仕方では本性的代示を措定したとすることはやはり難しい。また、ビュリダヌスが例示する本性的代示は、それが明確に命題中にある形で示されているという点で、ヒスパヌスの本性的代示とは明らかに異なる。そこでオッカムとビュリダヌス、両者のこの差異は、表示や代示に関する考えの違いから生じたのではなくて、そうではなくて(1)ビュリダヌの『問答大全』はヒスパヌスの『論理学綱要』の註解というかたちで記されていることが原因だと考えるのが妥当ではないだろうか。

結論

以上のことから、(一)本性的代示を措定するか否かによって、実在論的立場をとるのか、そうでないのかを判断することができることは、は不適等であると考え。さて、(二)全称肯定命題の述語が単純代示をもつと考えることを受け入れるかによって実在論的立場をとるのか、そうでないのかを判断することができる。について次に言及する。たしかに、以上に挙げた両者の間では、実在論的立場をとるヒスパヌスのみが、全称肯定命題の述語が単純代示を

もつことを認め、その他の二者はみとめていない。ただ個物的代示以下に区分される代示をもつとするのみである。この三者を比べる限りではこれをして普遍者についての取り扱い方の現れであるとするができるようではある。

文献

- ・ Guillelmus de Ockham
Summa Logicae, eds. Philotheus Boehner, Gedeon Gál et Stephanus Brown, 1974, N. Y.
- Summe der Logik*, trans. Peter Kunz, 1999, Hamburg
- ・ Johannes Buridanus
Summulae de suppositionibus, ed. Ria van der Lecq, 1998, Nijmegen.
- Summulae de Dialectica*, trans. Gyula Klima, 2001, New Haven & London.
- ・ Petrus Hispanus Portugalisensis
Petrus Hispanus Portugalisensis, TRACTATUS, called afterwards Summule Logicales, First Critical Edition from the Manuscripts with an introduction, ed. de Rijk, L. M. 1972, Assen.
- Pietro Ispano, Trattato di logica, Trattato di logica-Summule logicales*, trans. Augusto Ponzio, 2004, Milano.
- Peter of Spain: Language in Dispute, An English translation of Peter of Spain's Summulae Logicales called afterwards Summule Logicales, on the basis of the critical edition established by L. M. de Rijk*, trans. Dinneen Francis., 1990, Amsterdam/Philadelphia.
- ・ de Rijk, L. M.
“The Development of Suppositio Naturalis in Medieval Logic 1. Natural supposition as non-contextual supposition”, *Vivarium*, 9, 71-107, 1971.
- “The Development of Suppositio Naturalis in Medieval Logic. Part II”, *Vivarium*, 11, 43-79, 1973.
- ・ アラン・ド・リベラ, 『中世哲学史』, 安部一智, 永野潤, 永野卓也訳, 1999, 新評論社.
- ・ 渋谷克美
『オッカム『大論理学』の研究』, 1997, 創文社.
『オッカム『大論理学』註解 I』, 1999, 創文社.
『オッカム『大論理学』註解 II』, 2000, 創文社.

(あなん たかゆき, 広島大学大学院文学研究科博士課程前期 [哲学])